

令和6年11月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

姫路市長 清元 秀泰

市町村名 (市町村コード)	姫路市 (282014)	
地域名 (地域内農業集落名)	西脇 (西脇)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月25日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内における農地26haのうち西部11haについては基盤整備事業を進めており、整備事業の対象となっている農地については農地中間管理機構へ貸し出し大区画化され、いちご生産者が参入したうえに、露地野菜生産者も本格的な参入を計画している。東部15haは、個人農家が主に水稻を作付けしているが、後継者がいない個人農家が多く、今後の農地の維持管理が課題となっている。主な作物:いちご(施設)、露地野菜、水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備事業にて大区画化された西部の農地については中間管理機構を通じ担い手に貸出し、いちご、野菜などの作付けを行う。東部においては、スマート農業の導入、獣害対策、及び保全管理を含めた農作業の省力化に向けた取組を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地、及び現在耕作している農地とその周辺農地を農業用の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作条件の良い農地については、担い手へ集積・集約を進めている。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農家に規模縮小や離農の意向がある場合は同意が得られる範囲で、担い手の経営意向を踏まえつつ農地中間管理機構へ貸付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業が可能な農地については令和7年度を目途に完了見込み。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
周辺地域や関係機関と協力して担い手の確保に取り組む。集落営農組織においては後継者の育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等		⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣の目撃・被害発生場所等の情報共有を図り、侵入防止柵や捕獲檻の点検体制の充実をめざす。
- ③スマート農業について、導入効果や費用対効果などを検証していく。